

平成30年度
児童クラブ入所のしおり



■ そうべつ児童クラブ

壮警町字滝之町432-9 そうべつ子どもセンター内
TEL 0142-66-2452 FAX 0142-66-2453
Email kodomo.center@town.sobetsu.lg.jp

■ くぼない児童クラブ

壮警町字南久保内14-22 壮警町青少年会館内
TEL 0142-65-2201 FAX 0142-65-3001

壮警町役場住民福祉課福祉係
TEL 0142-66-2121 FAX 0142-66-7001

1 はじめに

保護者の皆様へ

小学生にとって、放課後、保護者が帰宅するまでの長い生活時間をひとりで組み立てていくことは、なかなか困難なことです。

児童クラブの目的は、就労等により家庭に保護者のいない児童の安全な居場所を確保するとともに、適切な遊びや指導を行うことにより、児童の健全な育成を図り、仕事と子育ての両立支援を図ることにあります。このような趣旨をご理解のうえ、当クラブをご活用いただけますようよろしくお願いいたします。

2 指導目標

- ① 社会生活をおくるうえで必要な規律、礼儀、安全、自立性等の基礎的な習慣や技能を身につけさせる。
- ② 集団的活動を通して、互いに信頼関係や協調性を深め、仲間意識を高める。
- ③ 児童の状況やニーズを的確に把握し、家庭や学校等と密接な連携を図り、適切な指導に努める。
- ④ 一人一人の児童の理解に努め、心身の調和のとれた発達が図れるように援助・指導を行う。

3 対象児童・運営方法

- (1) 対象児童 保護者が就労しているなどの理由により、ご家庭で保育ができない児童を対象としています。そのため、家庭で保育できない理由を証明する書類の提出が必要です。
なお、就労するための求職活動を理由として、入所することも可能ですが、その場合は概ね3カ月までとします。
- (2) 対象学年 小学校1年生～6年生
- (3) 運営方法 当町の児童クラブは、壮瞥町児童館及び青少年会館内に併設しているため、両施設の開館中は、児童クラブ独自ではなく、他の児童と同じプログラムで運営しますので、あらかじめご承知おきください。

4 定員・休所日・保育内容

(1) 定員

児童クラブ名	そうべつ	くぼない
定員	25名	20名

(2) 休所日 日曜日・祝祭日、12月31日～1月5日、
その他（町長が必要と認めたとき）

(3) 保育時間 学校授業日：そうべつ児童クラブ
学校終了後から午後6時30分まで
くぼない児童クラブ
学校終了後から午後6時00分まで
学校休業日：そうべつ児童クラブ
午前7時30分から午後6時30分まで
くぼない児童クラブ
午前8時から午後6時まで

(4) 保育日課

学校授業日		学校休業日	
		7:30	そうべつ児童クラブ 開所
		8:00	くぼない児童クラブ 開所
学校終了後	開所		児童クラブ独自の活動
	児童館（青少年会館）	12:00	昼食（13:00まで）
	来館児童との合同活動	13:00	児童館（青少年会館） 来館児童との合同活動
	※夏季は 17:00 まで		※夏季は 17:00 まで
	※冬季は 16:30 まで		※冬季は 16:30 まで
17:00	児童クラブ独自の活動	17:00	児童クラブ独自の活動

(16:30)		(16:30)	
18:00	閉 所 (くぼない)	18:00	閉 所 (くぼない)
18:30	// (そうべつ)	18:30	// (そうべつ)

(5) 主な年間行事
別途ご案内します。

5 登降所・休所・登所時間の変更

- ① 児童クラブの登所時間は、学校授業日については学校終了後すぐに、学校休業日については朝9時までを基本としますが、児童クラブを休ませる時、あるいは登所時間を変更する時は、事故防止のためにも、必ず事前に変更する時間や理由をご連絡ください。
- ② 降所時間は午後6時(くぼない)、午後6時30分(そうべつ)までですので、時間に遅れないようにお迎えに来て下さい。また、早めのお迎えが可能な日は、降所時間前であっても、すみやかにお迎えに来られるようお願いします。
- ③ 習い事や塾、スポーツ活動に通う場合は、降所扱いとなりますので、終了後は児童クラブに戻らずに帰宅してください。
また、登所後の外出は認めていませんのでご注意ください。
- ④ 児童クラブでは、児童の安全を守るため、保護者及び保護者が指定する方による送迎を原則としています。ただし、指定する方が送迎できない場合は、指定する方に代わる大人の方へ送迎をお願いいたします。また、その場合、必ず保護者の方から代理の方のお名前をご連絡ください。
なお、やむを得ない事情がある場合は、送迎しないことも認めますが、その場合はあらかじめ児童クラブ職員と打合せをお願いします。
また、そのような場合でも、登降所中の事故・けがについては、児童クラブとしてはいっさい責任を負いかねますので、あらかじめご承知おき願います。
- ⑤ 登降所時の駐車場は、車の出入りが多く大変危険です。
児童から目を離したり、児童がひとりで駐車場内を走り回らないよう、十分に注意してください。
- ⑥ 災害等の緊急時において、小学校が集団下校や保護者の迎えの要請などの措置をとる場合は、入所児童を、自宅ではなく児童クラブへ直接送り届けることになっています。あらかじめご承知おきください。

⑦ その他、特別な事由による場合は児童クラブ職員にご相談ください。

6 お弁当・持ち物

(1) お弁当

次の場合はお弁当が必要となります。

お弁当はできるだけ手作りのものをお願いします。

ア) 1日保育の場合（土曜日、小学校の春夏冬休み期間の1日保育）

イ) 小学校の振替休日、臨時休業日

ウ) 学校行事（始業式・終業式など）で授業が早く終わり、
給食がないとき

お弁当の時は、お茶か水の入った水筒をもたせてください。

また、冷蔵庫の利用はできませんので、保冷の工夫をして持たせるようにしてください（飲食はお弁当の時間帯のみです）。

(2) 持ち物

○ コップ（おやつ、お弁当の時に使います。プラスチック製で取っ手のついたものをご用意ください）

○ 歯ブラシセット（歯ブラシ・歯磨き粉・歯磨き専用のコップを巾着袋に入れてをご用意ください）

○ 着替え

（下着も含めて常時1～2枚そろえ、布袋等に入れ用意してください）

○ 汗ふきタオル、ティッシュペーパー、ハンカチ、上靴

※持ち物にはすべて名前をつけてください。

※小学校に持参することを禁止されているもの（必要以外の金品・ゲームなど）は、集団生活を乱し、トラブルのもとになるので、児童クラブにおいても持参することを禁止します。

7 保護者会・個人面談

(1) 保護者会（そうべつ児童クラブのみ）

平成23年度から、入所児童保護者と児童クラブとの連携を図り、児童クラブの活動を少しでも充実させていくため、児童クラブ入所児童の保護者による保護者会を設立しております。

保護者の皆様には、保護者会への入会、定期的な会合への参加にご協力をいただくほか、「おやつ・教材費」を保護者会として設定させていただいておりますので、あらかじめご理解とご協力をお願いします。

※保護者会の庶務全般（経理含む）は、児童クラブで担います。

※「おやつ・教材費」は、1児童1カ月につき1,000～2,000円程度です（年度末に余剰金があった場合は返金します）。

なお、おやつや教材は、児童クラブ独自の活動の際にのみ、提供・使用します。

(2) 個別面談（必要な場合のみ）

入所期間中に、担当指導員による個別面談を行います。

8 保育料

そうべつ、くぼない児童クラブともに保育料は平成29年度同様、徴収しません。

そうべつ児童クラブは、上記「7 保護者会」の記載のとおり、「おやつ・教材費」を保護者会として設定させていただいております。

9 健康管理・保険

(1) 健康管理

- ① 感染性の病気にかかった時は、医師の許可を得るまでは休所させてください。また、この場合、必ず児童クラブにご連絡ください。
なお、眼病又は皮膚病などの場合、周囲の児童に影響があると思われる場合は、休所していただく場合があります。
- ② 登所の前夜に熱を出したり、当日の朝に異常が感じられる場合は、無理をさせないで休所するようにしてください。
また、早めに医師の診断を受けるように特にお願いいたします。
- ③ 保育時間中の服薬については、事前に職員にご相談、ご確認ください。
- ④ 児童クラブでは、万一事故などが起きた場合は、「入所児童の生命および身体を保護する」ことを目的として、救急医療機関等への移送を前提とした対応をとる場合があります。

(2) 保 険（共済制度）

児童クラブでは、児童クラブでの保育中や通常の経路方法による登降所中の児童の事故に対し、給付金（保険金）などが支給される児童健全育成推進財団の共済制度に加入しています。

10 入所・退所・変更手続き

(1) 入所手続き

- ① 受付期間 平成30年2月1日（木）～2月28日（水）

※上記期間後も随時受付しますが、定員を超えたときは、
入所をお断りする場合がありますのでご注意ください

② 申込書類

ア) 児童クラブ登録申込書

イ) 家庭で保育できない理由を証明する書類

仕事をしている方 （する見込の方）	両親の就労証明書又は就労申告書（自営業） ※見込みの方は就労予定として提出し てください（雇用主の印が必要です）
仕事を探している方	求職活動申立書 ※提出後、概ね3カ月たっても就業され ない場合は退所となります （年度当初は4 / 1より起算します）
保護者が病気の場合	診断書など
その他の場合については、役場までお問い合わせください。	

(2) 退所手続き

- ① 退所を決められたら速やかに登録取消申出書を提出してください。

- ② 以下の場合は、登録届出申出書の提出がなくても、
退所扱いとなりますのでご注意ください。

ア) 正当な理由がなく、児童が1カ月以上登所しないとき

イ) 入所の理由が消滅したことを確認したとき（仕事を辞めるなど）

- ③ 仕事を辞められた後も、保護者の求職活動を理由に通所させたい場合は、
(3)の変更届と求職活動申立書をご提出ください。

（ただし、本手続きにより通所できる期間は概ね3カ月程度です）

(3) 変更手続き

保護者の住所・電話番号（携帯）・就労状況などが変わった場合は、
その都度、速やかにご報告をお願いします。

（変更届用紙は児童クラブ・役場に備えてあります）

(4) その他

児童クラブの他に保育所にも入所児童がいる場合は、(1)～(3)の
証明書類(就労証明書・求職活動申立書など)については、
提出を省略することができます。

なお、その場合は、保育所へ提出した書類のコピーをもって、
手続きをとらせていただきます。

1 1 その他

(1) 保護者の愛情を受けながら、家庭で保育されるのが、児童にとっては
一番良いことです。

仕事が休みなどで保護者が在宅の場合は、できるだけ児童と一緒に
ご家庭で過ごすようお願いいたします。

(2) 親の帰宅が遅くなる場合は、児童が先に帰宅しても支障のないよう
家庭で配慮してあげてください(朝のうちに児童に伝言してください)。

(3) 預け放しにせず、児童のことで不安に思うことやご要望が
ありましたら、職員にご相談ください。

1 2 おわりに

児童クラブは保護者が安心して働けるように、また、放課後の子どもた
ちの生活を保護育成し、安心して過ごすことができる場所です。

小学校1年生から6年生まで、各学年が混ざり合い、集団生活を
とおして仲良く助け合い、学び合い、子どもらしく明るく、素直に、
そして、のびのび育つことを願っています。

子どもたちが「おもしろいな、楽しいな」と、ほっとしながら一時を
過ごせるように、職員一同、安全を心がけながら、温かく見守って
いこうと思いますので、保護者の皆様のご理解・ご協力をよろしく
お願い申し上げます。